

地域ごとに個性あふれる京都府の文化財

南北に長い京都府では、その地域の気候や風土により、独特の文化が各地で育まれました。それらは、時に影響し合いながら、質・量ともに豊かな京都の文化財を形作っています。



京都祇園祭の山鉾行事
(京都市、重要無形民俗文化財)

千年の文化都市

平安京遷都以降、長い間都が置かれたことで、朝廷や社寺、町人などの文化が融合して、日本を代表する文化都市が形成されました。



清水寺本堂(京都市、国宝)



森の京都

京都市



恵解山古墳
(長岡京市、国史跡)



竹の里・乙訓

山城



お茶の京都

交流する人、物、文化

西国街道や桂川、木津川、宇治川など、水陸の交通の要衝として栄えるとともに、政治・文化の中心となる奈良や京都の影響を強く受けつつ、独特の文化が育まれました。



和東町の宇治茶の茶畑景観(和東町、府選定文化的景観)



蟹満寺銅造釈迦如来坐像
(木津川市、国宝)

京都市

山城

京都府の取組

京都府では、文化財保存活用大綱の策定にあたり、以下の取組を行います。

1

文化財の指定等による 保護の促進

- 未指定文化財の指定・登録及び暫定登録等の推進
- 文化財建造物の適切な周期による保存修理
- 保存修理事業に係る調査成果等の公開・活用
- 文化財所有者・管理者の維持管理、保存修理、修景整備事業への支援

2

文化財の保護体制の強化

- 自治体間の連携を強化し、地域で文化財を守り伝える仕組み作り構築
- 学校教育や社会教育における、文化財を未来へつなぐ心の教育の強化

3

文化財保護を支える 技術等の継承

- 文化財の修理等にたずさわる技能者の技術の向上、後継者育成
- 学校教育と連携した技能者と接する機会等を増やす取組

4

文化財の地域的な 保存・活用の促進

- 史跡や埋蔵文化財等の公開・活用
- 丹後・山城両郷土資料館での文化財の公開・活用
- 適切な文化財の活用にかかる環境整備の促進
- 世界文化遺産の新規登録(「宇治茶の文化的景観」「天橋立」)への取組

5

府内の市町村や博物館等における専門的人材の確保・育成

- 文化財専門職員の専門的な研修による資質の向上
- 大学等の研究機関との連携や人材育成に関する研修の実施
- 豊富な知識や経験を有する文化財保護指導委員による文化財巡視

6

京都府が所有・管理する 文化財の保存と活用

- 京都府が所有・管理する文化財の適切な保存と活用を関係機関・市町村とともに推進
 - ◆建造物／府庁旧本館 旧日本銀行京都支店など
 - ◆史跡名勝天然記念物／嵐山公園 丹後国分寺跡など
 - ◆美術工芸品／東寺百合文書 京都府行政文書など
 - ◆府立丹後・山城郷土資料館

府の市町村への支援の方針

- 市町村が「文化財保存活用地域計画」の策定を進める取組を支援
- 市町村の取組と一体となり、未指定・指定等文化財の保存・活用を推進

府の文化財の保存・活用の推進体制

- 国、府、市町村、文化財にかかわるさまざまな機関、団体等との連携の推進

丹後

育まれた海の文化

海上交易で勢力を誇った豪族の前方後円墳をはじめ、天橋立、漁村風景、港町から近代の軍港に至るまでの豊かな景観を残しています。



天橋立(宮津市、特別名勝)



伊根町伊根浦(伊根町、重要伝統的建造物群保存地区)



丹後



海の京都

丹波

丹波

山と水が織りなす文化

丹波を流れる由良川や桂川による水運、江戸時代の城下町、豊かな山と水の恵みを受けた農村風景を残しています。



光明寺二王門(綾部市、国宝)



南丹市美山町北(南丹市、重要伝統的建造物群保存地区)

さまざまな種類の文化財

有形文化財



建造物、美術工芸品（絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書など）といった形のあるもの

無形文化財



伝統的な演劇、音楽、工芸技術など、人を通して表現される形のないもの

民俗文化財



衣食住や生業で使われる民具、信仰や年中行事に関わる風俗慣習、民俗芸能等。有形と無形に分類される

記念物



古墳、城跡、旧宅などの「史跡」、庭園、橋梁、海浜、山岳などの「名勝」、動物、植物、地質鉱物の「天然記念物」の3分野よりなる

文化的景観



その地に暮らす人々の生活や生業、地域の風土によって形成された景観地

伝統的建造物群保存地区



周囲の環境と一体となって、歴史的に形成されてきた伝統的な建造物群

以上の6種類の文化財のほか、つぎのものも保護の対象となっています

埋蔵文化財



主に遺跡と呼ばれる、土地に埋蔵されている文化財

文化財の保存技術



文化財の保存に必要な修理、復旧、復元、模写やそれに必要な用具・材料の生産、製造、修理などの技術

府独自

文化財環境保全地区



有形文化財や記念物を保存するため、その周辺環境をあわせて保全するために設定された地区

文化財を守る仕組み

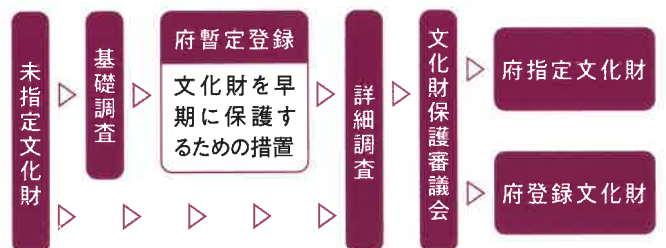
◎国や自治体による文化財の指定・登録等

国や都道府県・市町村などの自治体は、法や条例に基づいて文化財の指定・登録等を行ってきました。

国	指定文化財 登録文化財 (国宝、重要文化財、史跡などが該当)
都道府県	指定文化財 登録文化財 暫定登録文化財 府独自!
市町村	指定文化財 登録文化財
未指定文化財	行政による保護措置が 取られていない文化財

◎京都府暫定登録文化財

京都府では、行政などの保護措置が取られていない「未指定文化財」を幅広く保護するための「暫定登録文化財」制度を、平成29年に創設しました。これにより、「未指定文化財」を早期に保護し、損壊、流出等の防止を図っています。



京都府文化財保存活用大綱

京都府教育委員会

令和2年3月

京都府文化財保存活用大綱 目次

第1章 策定の趣旨	1～5頁
1 大綱策定の背景	
2 目的	
第2章 京都府の文化財の概要	6～18頁
1 京都府の特色	
2 京都府の文化財の保護の仕組み	
3 府内各地域の文化財の特色	
第3章 京都府の文化財を取り巻く現状と課題	19～25頁
1 文化財の指定等による保護と継承	
2 文化財の維持管理・保存継承の現状	
3 文化財保護を支える技術の継承	
4 文化財の活用資源としての期待の高まりと不安	
5 近年の文化財の防火・防災意識の高まり	
第4章 「地域計画」策定の際に指針とすべき事項	26～30頁
1 目指すべき将来像	
2 文化財の保存・活用のための基本的な方針	
第5章 文化財の保存・活用を図るために府が講ずる措置	31～44頁
1 文化財の指定等による保護の促進	
2 文化財の保護体制の強化	
3 文化財保護を支える技術等の継承	
4 文化財の地域的な保存・活用の促進	
5 府内の市町村や博物館等における専門的人材の確保・育成	
6 京都府が所有・管理する文化財の修理・整備等の具体的な計画	
第6章 府の市町村への支援の方針	45～51頁
1 市町村が実施する文化財保護行政への支援	
2 市町村の文化財保存活用地域計画（「地域計画」）への支援	
3 広域連携に対する市町村の取組への支援	

第7章 防災・災害発生時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・52～58頁

- 1 近年の状況
- 2 文化財防災の方針、枠組み
- 3 京都府文化財災害予防計画
- 4 市町村の地域防災計画
- 5 文化財所有者のための防災対策マニュアル
- 6 災害発生時の対応
- 7 広域行政としての対応、支援
- 8 今後の対策

第8章 文化財の保存・活用の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・59～63頁

- 1 推進体制一覧
- 2 今後の体制整備の方針
- 3 府関係部局の施策と連携
- 4 文化財保護行政上の市町村文化財部局の位置づけ

添付資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・64～83頁

- 別添資料1 用語解説・参考
- 別添資料2 京都府の文化財各分野の現状と課題
- 別添資料3 国宝・重要文化財市町村別件数一覧
- 別添資料4 重要無形文化財・民俗文化財等市町村別件数一覧
- 別添資料5 (特別)史跡名勝天然記念物市町村別件数一覧
- 別添資料6 京都府指定・登録文化財市町村別件数一覧
- 別添資料7 京都府暫定登録文化財市町村別件数一覧
- 別添資料8 市町村指定文化財件数一覧
- 別添資料9 国・府・市町村指定登録等文化財の地域別・分野別の割合

第1章 策定の趣旨

1 大綱策定の背景

(はじめに)

京都府において、文化財は、その歴史、文化または自然を理解し、地域の特性を考えるために欠くことのできないものです。また、現在及び将来にわたり府民の生活、文化の向上発展の基礎をなすものです。

先人の知恵と努力によって守り伝えられてきた文化財は、明治時代になると国や地方公共団体が法のもとに保護を図るようになりました。古社寺保存法（明治30年公布）から始まり、史蹟名勝天然記念物保存法（大正8年公布）の施行、さらに国宝保存法（昭和4年公布）が定められるなど、保護の対象も社寺の所有するものからそれら以外のものまで、時代を経て範囲が広がってきました。

文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）により、今日の保護行政の根幹となる法体系が確立されました。質・量ともに豊富な文化財が所在する京都府は、文化財の所有者をはじめとする多くの方々の努力により、その保護、継承が進められてきた結果、今日の文化財保護行政において、一貫してわが国を代表する存在であったといえます。

(京都府文化財保護条例について)

昭和54年京都府文化財保護審議会の「京都府における文化財保護の制度化をはかる上で考慮すべき事項について」（答申）では、「地域の文化財を再評価し、京都府の文化財の特性を地域住民の生活環境に確固として位置づけ、地域の歴史的景観を含めて、文化財所有者、住民等との合意のもとに、関係行政機関との連携を密にして、文化財保護を図るよう定めるべき」と文化財保護の制度化に係る基本的な考え方が示されています。また、府内に所在する文化財の特徴としては、その中央性、地域性、国際性が挙げられています。

これは、京都府文化財保護条例（昭和56年京都府条例第27号。以下「条例」という。）に反映され、府における文化財の保存と活用の基本的な方針となりました。なお、条例制定に当たっては、府と京都市が協調して準備が進められ、同年、京都市においても京都市文化財保護条例が制定されました。

また、平成17年の法改正を契機として、府においても文化財の体系に文化的景観という新たな類型が加わりました（平成19年条例改正）。さらに近年、新たに暫定登録文化財制度を創設し（平成29年条例改正）、これまで守り伝えられてきた文化財を後世に伝える施策に取り組んでいます。

（文化財保存活用大綱について）

国の文化審議会の「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について」（平成 29 年 12 月答申）では、過疎化・少子高齢化を背景として、これまで価値づけが明確でなかった未指定文化財を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが重要、と示されています。

平成 30 年 6 月に文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 42 号）が公布され、地域における文化財の総合的な保存・活用の促進、個々の文化財の確実な継承へ向けた保存・活用制度の見直し、地方における文化財保護行政に係る制度の変更、罰則の強化などの事項が新たに加わりました。

法第 183 条の 2 では、「都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱を定めることができる」とされ、また法第 183 条の 3 では、「市町村の教育委員会（地方文化財保護審議会を置くものに限る。）は、文部科学省令で定めるところにより、単独で又は共同して、文化財保存活用大綱が定められているときは当該文化財保存活用大綱を勘案して、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる」とされています。

なお、この法改正にかかる衆参両院の附帯決議では、国及び地方公共団体は、保存と活用の均衡に留意すること、文化財に関する専門的知見を有する専門人材の育成と配置に積極的に取り組むこと、文化財継承のための十分な支援を行うことが決議されています。

また、具体的な記載事項を示した、「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」では、本大綱は「都道府県における文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化するものであり、当該都道府県内において各種の取組を進めていく上で共通の基盤となるもの」で、「都道府県」が「定める」こととされています。また、「地域計画」については、「大綱を勘案しつつ、各市町村において取り組んでいく目標や取組の具体的な内容を記載した、当該市町村における文化財の保存・活用に関する基本的なアクション・プランである」とされています。

京都府文化財保存活用大綱の策定の背景にかかる法・条例等の主な経過

年(西暦)	できごと
明治 30 年(1897)	古社寺保存法制定 国宝・重要文化財保存修理事業を京都府が受託
大正 6 年(1917)	京都府史蹟勝地調査会を京都府が組織
大正 8 年(1919)	史蹟名勝天然記念物保存法制定
昭和 4 年(1929)	国宝保存法制定
昭和 16 年(1941)	京都府寺院重宝調査に着手 (* 1)
昭和 25 年(1950)	文化財保護法制定
昭和 37 年(1962)	京都府社寺等文化資料保全補助金の制度を創設 『京都府遺跡目録』を刊行
昭和 51 年(1976)	京都府文化財保護審議会条例を制定
昭和 54 年(1979)	京都府文化財保護審議会「京都府における文化財保護の制度化をはかる上で考慮すべき事項について」(答申)
昭和 56 年(1981)	京都府文化財保護条例制定 (* 2)
平成 19 年(2007)	京都府選定の文化的景観を新たな類型として追加 (条例改正) (* 3)
平成 20 年(2008)	「文化財を守り伝える京都府基金」の制度創設 (* 4)
平成 25 年(2013)	京都府指定・登録文化財の指定・登録基準、京都府指定・登録無形文化財保持者及び保持団体認定基準を改訂 (* 5)
平成 29 年 3 月 (2017) 12 月	京都府暫定登録文化財制度の創設 (条例改正) 国の文化審議会「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について」(答申)
平成 30 年 6 月 (2018)	文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律 (公布) (文化財保護法改正にかかる衆参両院の附帯決議)
平成 31 年 3 月 (2019)	文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針通知(30 文庁第 1123 号文化庁次長通知)
4 月	文化財保護法 (改正) 施行

* 1 京都府寺院重宝調査に着手

京都府においては、明治以降、府内に所在する様々な文化財の調査を積極的に行ってきました。このうち、初代の文化財保護課長となる府の技官（後の京都大学教授）であった赤松俊秀氏を中心とした社寺の宝物の悉皆調査は、多くの新発見を伴う画期的な調査となりました。

* 2 京都府文化財保護条例の制定

法の類型にはなく、京都府独自のものとして、「指定文化財以外の文化財の登録（登録文

化財)」と「府指定有形文化財等と合わせてその周辺の環境保全を図る制度（環境保全地区の決定）」を設けました。

*** 3 京都府選定の文化的景観を新たな類型として追加**

平成17年の法改正により、国選定重要文化的景観の制度が設けられたことに伴い、京都府においても、景観法及び京都府景観条例に基づく施策と連携しつつ、京都府独自の文化的景観保護施策を展開していくこととなりました。

*** 4 「文化財を守り伝える京都府基金」の制度創設**

京都を愛する人々から広く寄付金を募り、これを活用することにより、後世に残すべき京都の貴重な財産である文化財を守り伝えるため設けています。府内の数多くの貴重な文化財を地震・火災等から守り、保存・修理することで、未来に良好な状態で伝えていくため、歴史的建造物、美術工芸品などの有形文化財の保存、修理のための事業、地震・火災等から有形文化財を守るための事業、文化財保護のこころを育む事業など、ふるさと納税による寄付金を、様々な事業に役立てています。

*** 5 京都府指定文化財の指定及び京都府登録文化財の登録の基準と京都府指定無形文化財及び京都府登録無形文化財保持者及び保存団体の認定の基準を改定**

無形の文化的所産にかかる技能の指定基準及び保持者・保持団体の認定の基準を追加しました。その後、「京料理・会席料理」を府の無形文化財に指定し、保持者を認定しました。

2 目 的

府教育委員会では、前項で記した背景等を踏まえ、広い見地から文化財の保存と活用の基本的な方向性等を定め、これを明確にすることで、府内における適切な文化財の保存と活用が一層推進されることを目的に「京都府文化財保存活用大綱」（以下「本大綱」という。）を策定することとしました。

本大綱は、平成31年3月の国の指針「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」（以下「国の指針」という。）に基づくものであり、府教育委員会が文化財の保存と活用のための各種の取組を進めていく上での基盤となるものです。

このため、本大綱には、市町村が策定する「地域計画」作成に際しての指針を示すことと、府教育委員会が府内の文化財の保存・活用を図るために講ずる措置を示すこと、の二つの役割を持たせました。

京都府は南北に長く、地域ごとに独自の文化が育まれてきました。それは府内各地で守り伝えられてきた多様な文化財にも反映されています。また一方で、個々の文化財が置かれている状況は様々で、それぞれに異なった課題が生じています。このため、本大綱では、府内に所在する文化財を一律に捉えるのではなく、分野ごと

に、地域的な特色にも配慮して、現状と課題を把握することに重点をおきました。

府内の文化財が、将来にわたって適切に保存・活用されるためには、こうした現状と課題を踏まえて、本大綱と、府内市町村によって、きめ細かな視点から作成される「地域計画」とが、同一の方針により作成され、府と市町村がともに共通した方向性の取組を進めることが大切です。府教育委員会では、今回の大綱によって、府内市町村により、本大綱を指針として「地域計画」を作成されること、そして本大綱に記した「府が講ずる措置」と連携を図る中で取組が進められ、府内の文化財の適切な保存・活用が一層促進されることを目指すこととしています。

第2章 京都府の文化財の概要

本章では、京都府の地理的な特色、歴史的な経過を概観するとともに、府内に所在する文化財について、国・府が設定する文化財の種類や、府内各地域の特徴を、地域の文化財の事例や、指定等の状況を通じて概観します。

1 京都府の特色

(1) 地理区分

京都府の面積は 4,613.21 km²。地形は南北に長く、北東から南西が約 50km、北西の京丹後市久美浜町から南東の南山城村まで約 150km になります。

府域は、その地形的特色から北部、中部、南部に分かれます。北部は、日本海に面する地域で、丹後半島には砂丘や砂州がみられ、天橋立等の風景美を形成しています。また、日本海沿岸の貴重な地質や地形は山陰海岸ジオパークとして認定されています。一方、舞鶴湾にはリアス式海岸が発達しています。

中部は、丹波山地（高地）と呼ばれる山地帯が多くを占め、これを分水嶺（南丹市日吉町胡麻）として北へ由良川、南へ桂川が流れ、由良川流域を中丹、桂川流域を南丹と称しています。河川沿いに幾つかの盆地が形成され、由良川流域には綾部盆地、福知山盆地が、桂川流域には園部盆地や亀岡盆地が見られます。

南部は、京都市を中心とする京都盆地とその南側に細長く続く木津川流域部の山城盆地からなります。先の丹波山地から流れ出た桂川（大堰川）をはじめ、鴨川、木津川、宇治川等の主要河川は現在、天王山と男山丘陵の間で合流し、大阪方面へ流れていますが、かつては両盆地の境に巨椋池^{おぐらいけ}があり、ここで合流していました。

これらの地域は、それぞれが異なった特色のある風土を持っています。そしてそれは、旧石器時代以降、近代、現在におよぶ重層的な歴史に加え、地理と自然、生活と民俗等に関わる多彩・多様な文化に特徴づけられます。さらに、京都府は地理的にも、歴史的にも、様々な地域の文化が行き交う開かれた地で、日本全国のみならず海外の文物も積極的に導入されてきました。それらがもつ地域性や国際性は、現在も府内各地域の文化に影響をあたえつつ、その特色を形づくっています。

(2) 行政区分

京都府の成立

京都府は慶応4年（1868）、京都裁判所が改称されて成立しました。当初の所

管は、京都市中（上京・下京域）及び山城8郡（葛野、愛宕、紀伊、乙訓、綴喜、相楽、宇治、久世）でしたが、明治4年（1871）11月には丹波3郡（船井、何鹿、桑田）が加わり、明治9年（1876）の全国的な統廃合により、丹波・丹後の6郡（天田、加佐、与謝、中、竹野、熊野）が編入され現在の府域が確定することとなりました。

広域行政単位

京都府教育委員会は、昭和23年11月に発足し、旧郡域を基礎とした広域の行政区域として11の地方事務所（乙訓、宇治、綴喜、相楽、船井、北桑田、南桑田、天田、何鹿、与謝、奥丹後）を設置し、管轄地域ごとに業務が行われてきました。その後、何度か改正が行われ、現在、京都市以外の14市10町1村について、丹後、中丹、南丹、乙訓、山城の5つに区分して教育局を設置し、必要な業務を行っています。

京都府内における旧郡名と広域行政区域

国名	古代	中世	近世	近代		現在	広域振興局	教育局	【参考】 京都府文化力による未来づくり基本計画
				明治9年 豊岡県 分割	明治12年(1879) 3月 郡区町村編成法 施行				
丹波国	熊野	同	熊野	京都府	熊野	京丹後市	【丹後広域振興局】 宮津市・京丹後市・ 伊根町・与謝野町	【丹後教育局】 宮津市・京丹後市・ 伊根町・与謝野町	【海の京都エリア】 「北部地域」 綾部市、福知山市、舞鶴市、 宮津市、京丹後市、伊根町、 与謝野町
	竹野	同	竹野		竹野	京丹後市			
	丹波	同・中	中		中	京丹後市			
	与謝	同・与佐	同・与佐		与謝	宮津市、伊根町、与謝野町			
	加佐	同・賀佐	加佐		加佐	福知山市、舞鶴市、宮津市			
	天田	同	天田		天田	福知山市、与謝野町			
丹波国	何鹿	同	何鹿	何鹿	綾部市、福知山市	【中丹広域振興局】 綾部市・福知山市・ 舞鶴市	【中丹教育局】 綾部市・福知山市・ 舞鶴市	【森の京都エリア】 「中部地域」 福知山市、綾部市、亀岡市、 南丹市、京丹波町、京都市右 京区京北	
	桑田	同	桑田	南桑田	亀岡市				
	船井	同	船井	北桑田	京都市、南丹市				
山城国	葛野	同	葛野	葛野	京都市	(京都市)	(京都市)	【乙訓教育局】 向日市・長岡京市・ 大山崎町	【竹の里・乙訓エリア】 「乙訓地域」 向日市、長岡京市、大山崎町
	「平安京」 →			上京区・下京区					
	愛宕	同	愛宕	愛宕	京都市				
	紀伊	同	紀伊	紀伊	京都市				
	乙訓	同	乙訓	乙訓	京都市、向日市、長岡京市、 大山崎町				
	宇治	同	宇治	宇治	京都市、宇治市				
	久世	同	久世	久世	京都市、宇治市、城陽市、 久御山町				
	綴喜	同	綴喜	綴喜	京都市、城陽市、八幡市、 京田辺市、井手町、宇治田原 町				
	相楽	同	相楽	相楽	木津川市、精華町、笠置町、 和束町、南山城村				
	山城	同	山城	山城	宇治市、城陽市、 八幡市、京田辺 市、木津川市、 久御山町、井手 町、宇治田原町、 笠置町、和束町、 精華町、南山城 村				
備考	延喜式	中世古書 など	元禄郷帳	明治元年京都府発足	* 郡制施行 京都府明治32年(1899)～大正12年(1923)廃 止 * 府県地方事務所設置(内務省告示)昭和15 年	教育委員会基本規則 ●昭和23年11月 地方事務所の設置(乙訓、宇治、綴喜、相楽、南桑 田、北桑田、船井、何鹿、天田、与謝、奥丹後) ●昭和26年11月改正 地方事務所の設置改正(山城、南丹、北桑田、 中丹、与謝、奥丹後)			

2 京都府の文化財の保護の仕組み

(1) 類型

文化財は建造物、美術工芸品など有形のもの、芸能や工芸技術など無形のもの、

遺跡、名勝地など土地に関わるもの等その範囲は広範にわたっています。法では、文化財を「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物」、「文化的景観」及び「伝統的建造物群保存地区」と区分し、以下のとおり定義しています。

有形文化財 (建造物、美術工芸品)	建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料
無形文化財	演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で、我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの。無形の「わざ」そのものが常にその体现者を通じて表現される特性をもつ
民俗文化財 (無形民俗文化財 有形民俗文化財)	衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの
記念物 (史跡、名勝、天然記念物)	【史跡】貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの 【名勝】庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの 【天然記念物】動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。)及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で我が国にとって学術上価値の高いもの
文化的景観	地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの。「生活又は生業」と「景勝地」が有機的に関連し調和してこそ、その本質的価値が維持・継承される
伝統的建造物群保存地区	周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの

さらに、法では上記の6類型に加えて、保護すべき対象として以下を定義しています。

埋蔵文化財	土地に埋蔵されている文化財
文化財の保存技術	文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で保存の措置を講ずる必要があるもの 〈主な対象〉有形文化財等の修理、復旧、復元、模写、模造等の技能・技術、有形文化財等の修理に要する材料の生産、製造、用具の製作等の技術・技能、無形文化財・無形民俗文化財の芸能、工芸技術、民俗芸能に用いられる用具の製作・修理及び材料の生産、製造等の技術

条例では、上記文化財に加え、府指定有形文化財等の環境保全について定めています。

文化財環境保全地区	京都府で指定・登録した有形文化財又は記念物の保存のため必要があると認めるときに決定できる地区
------------------	--

環境保全地区の制度は、府指定・登録の有形文化財及び記念物について、その周囲のすぐれた環境と一体をなして形成しているものとして、その保護の範囲を広げるものです。具体的には、指定・登録文化財のある社寺境内地とその周辺環境を保護する役割を果たしています。

(2) 文化財の区分

長い歴史の中で様々な形で生まれ、伝えられた文化財は、国民共有の財産として、後世へ確実に伝えるため、法律や条例に基づいて、国や都道府県、市町村などによって保護されています。中でも価値の高い文化財は、国宝や重要文化財等は国が、都道府県や市町村の指定文化財は自治体が、それぞれ指定しています。

(指定文化財：国・府・市町村)

法または各自治体の文化財保護条例に基づき指定する文化財です。指定するにあたり、あらかじめ有識者からなる文化財保護審議会に諮問し、答申を得ることとしています。なお、文化財の現状を変更する場合は、所管する機関の許可を得る必要があります。

(登録文化財：国・府・市町村)

登録文化財の制度は、地域の文化財をできる限り広く保護するものです。また、指定文化財に比べて、規制も緩やかです。例えば、文化財の現状を変更する場合、許可

制ではなく、届出制となっています。さらに、市町村で指定された文化財を京都府が登録した場合でも、当該市町村の定めがない限り、引き続き市町村の条例を適用することができます。

（暫定登録文化財：府）

平成 29 年、将来、国や府の指定等文化財となる可能性がある未指定文化財を滅失、き損等から早期に保護するため、京都府では、条例を一部改正し、暫定登録文化財の制度を創設し、文化財の保護の範囲を拡大することとしました。この制度は現在も京都府独自の制度となっています。

（未指定文化財）

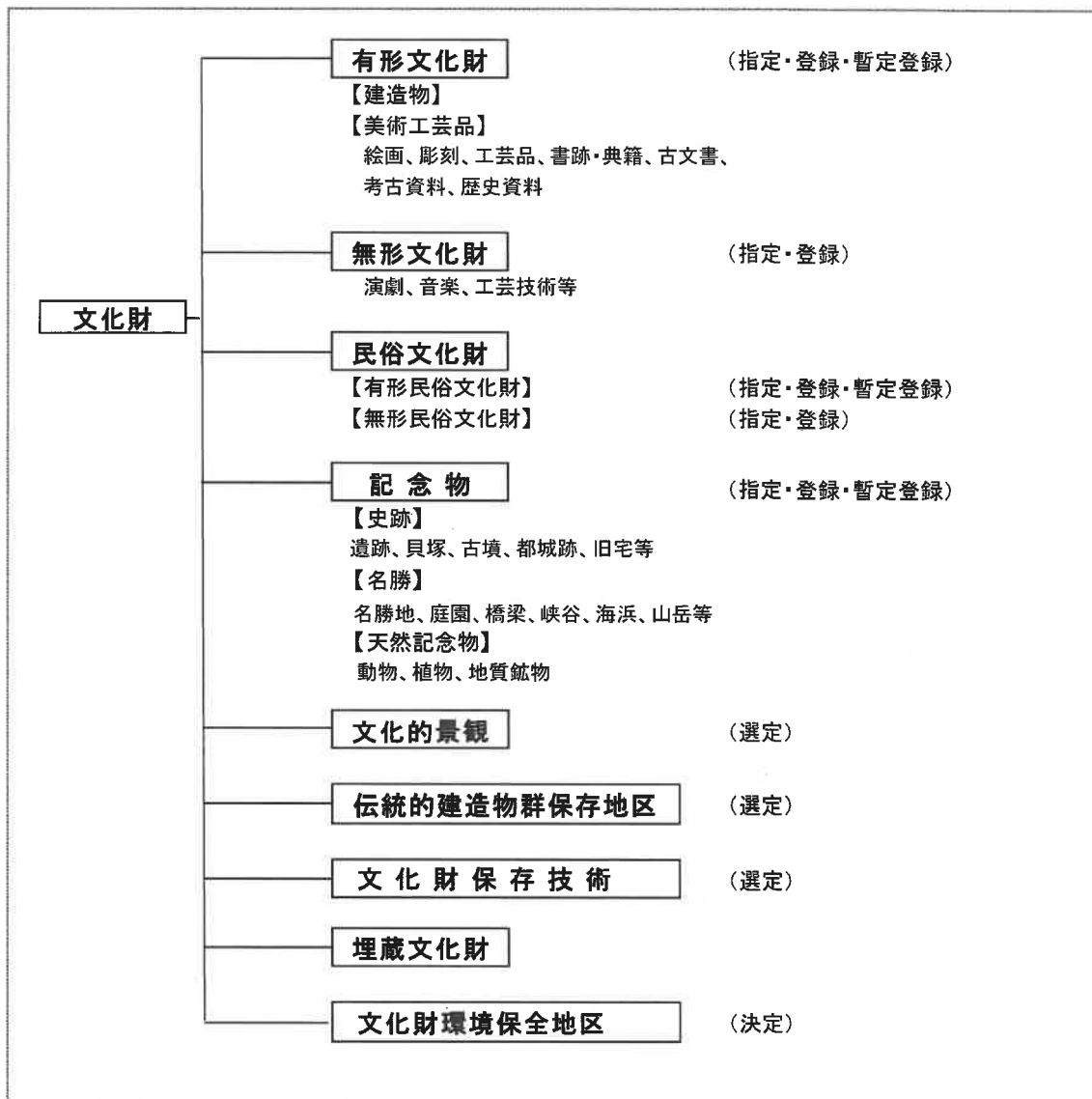
国の指針では、対象とする「文化財」を法で規定しているものに加え、指定・登録・暫定登録文化財以外の「何ら行政による保護措置が図られていない、いわゆる未指定文化財も含まれる。」とされ、さらに、「生活文化や国民娯楽など、必ずしも文化財に該当するとは言えないものであっても、各地域にとって重要であり、次世代に継承していくべきと考えられる文化的所産については、これを幅広く捉え、文化財と同等に扱う視点も有効である」とあります。

京都府では、昭和 37 年から、国・府指定等文化財ではないものの、文化資料として価値の高いものを保全するために、その修理費の一部を補助してきました。

具体的には、建造物や美術工芸品の修理、民俗資料の保全、防火・防犯設備の整備、保存施設の修理、収蔵庫の設置などを対象とし、府内における有形、無形の様々な文化財の保護に寄与するとともに、府内における未だ価値が定まっていない未指定文化財の保全に重要な役割を果たしています。

本大綱では、京都府が従来から行ってきたとおり、未指定文化財も対象としています。

京都府における文化財の体系図



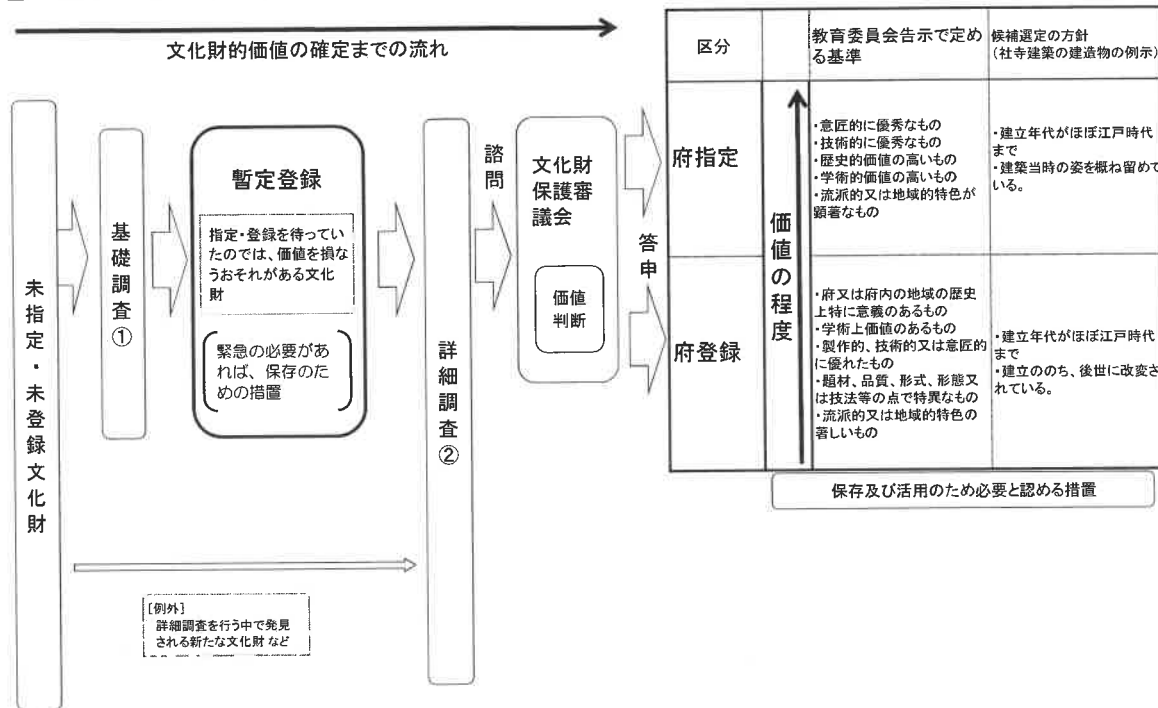
*有形文化財（国宝・重要文化財、登録有形文化財）、無形文化財（重要無形文化財）、民俗文化財（重要有形民俗文化財・重要無形民俗文化財・登録有形民俗文化財）、記念物（史跡・名勝・天然記念物・登録記念物）、文化的景観（重要文化的景観）、伝統的建造物群保存地区（重要伝統的建造物群保存地区）、文化財保存技術（選定文化財保存技術）、埋蔵文化財は法による。文化財環境保全地区は、条例による。

*京都府は条例により、有形文化財、有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物を指定・登録・暫定登録、無形文化財を指定・登録、文化的景観、文化財保存技術を選定することができる。また、指定又は登録された有形文化財又は記念物について、その保存のため必要があると認めるときは、「文化財環境保全地区」を決定している。

*無形文化財を指定をするに当たっては、保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるもの。）を認定している。

*文化財保存技術を選定をするに当たっては、選定保存技術の保持者又は保存団体（選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体（財団を含む。）で代表者又は管理人の定めのあるもの。）を認定している。

暫定登録文化財の制度



① 名称、所在地、所有者及び管理者、構造及び形式、年代、付近見取り図等、比較的簡易な調査

② 基礎調査内容の状況確認、歴史的調査、実測、配置図、平面図作成、価値評価、写真撮影等